

都市計画変更の理由書

1. 案件名

帯広圏都市計画地区計画の変更（幕別町決定）

2. 都市計画決定経過

札内あかしや町北地区地区計画は、平成10年度に福祉タウンを目指す開発構想を掲げ区域編入し、同時に医療・福祉系業務地の形成を主体とした誘導を図るよう平成11年度に地区計画を定め、平成29年度には本地区周辺の利便性向上と未利用地解消のため、札内南大通沿道に沿道サービス地区を定める地区計画の変更を行った。

3. 都市計画変更の理由

近年の少子高齢化や在宅介護など社会情勢の変化に対応した、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図るため、「第6期幕別町総合計画」及び「帯広圏都市計画（帯広市・音更町・芽室町・幕別町）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「幕別町都市計画マスタープラン」、平成30年3月に策定した「幕別町高齢者保健福祉ビジョン2018 ささえあう地域をめざして」（以下「福祉ビジョン2018」という。）に基づく適確地として、当該地区の住民がともに認め合い、支え合って生活できる地区コミュニティの形成と地域住民が集い交流できる共生型地域福祉施設等の立地を可能となるよう、地区計画を変更するものである。

また、本地区の地権者より、今後増え続ける高齢者を主軸とした、高齢者、障がい者、子どもなどを含めた地区の住民が共に支え合い、安心・安全に住み続けられる地区とするための居住を確保するとともに、地域住民が集い交流できる共生型地域福祉拠点とする都市計画提案制度による提案があった。

4. 都市計画変更の内容

地区施設の整備の方針に、各施設利用者の利便性や安全性の向上を図るため、幅員8m及び9mの区画道路を定める。

地区整備計画における地区の細区分について、「業務施設地区」を「共生型業務居住地区」に、「沿道サービス地区」を「共生型沿道サービス地区」に変更し、また、高齢者、障がい者、子どもなどを含めた地区の住民が共に支え合い、住み続けられる地区とするため建築物の用途の制限を変更する。

都市計画の策定の経緯の概要

帯広圏都市計画札内あかしや町北地区地区計画の変更

事 項	時 期	備 考
北海道都市計画課下協議	平成 30 年 11 月 16 日	
幕別町都市計画審議会	平成 30 年 12 月 25 日	
住民説明	平成 30 年 12 月 下旬	(予定)
	平成 31 年 1 月 中旬	(予定)
原案の縦覧	平成 31 年 1 月 下旬 から 平成 31 年 2 月 月上旬 まで	(予定)
幕別町都市計画審議会（予備審）	平成 31 年 2 月 中旬	(予定)
北海道都市計画課事前協議	平成 31 年 2 月 中旬	(予定)
北海道都市計画課事前協議（回答）	平成 31 年 3 月 月上旬	(予定)
計画案の縦覧	平成 31 年 3 月 月中旬 から 平成 31 年 3 月 月下旬 まで	(予定)
幕別町都市計画審議会（本審）	平成 31 年 3 月 下旬	(予定)
北海道知事同意協議	平成 31 年 4 月 月上旬	(予定)
北海道知事同意	平成 31 年 5 月 月中旬	(予定)
決定告示	平成 31 年 6 月 月中旬	(予定)

※1：時期が予定のものは備考欄に「（予定）」と記載すること。

帯広圏都市計画地区計画の変更（幕別町決定）

新旧対照表

1 地区計画の方針

		旧	新
名	称	札内あかしゃ町北地区 地区計画	札内あかしゃ町北地区 地区計画
位	置	中川郡幕別町札内あかしゃ町の一部	中川郡幕別町札内あかしゃ町の一部
区	域	計画図表示のとおり	計画図表示のとおり
面	積	4.6 ha	4.6 ha
地区計画の目標		<p>当地区は、幕別町札内地区の中心部から西方約500mに位置しており、都市計画道路「札内南大通」に接する交通の利便性に恵まれた地区であり、現在、良好な医療・福祉施設等の業務地の整備を図るとともに住民生活に必要な生活利便施設の適正な配置を図るため、民間の開発行為により開発が予定されている。</p> <p>本計画では、当該開発行為の事業の効果の維持・増進を図り事業後に予想される建築物の用途の混在などによる環境の悪化を未然に防止し、地区周辺と調和のとれた良好な市街地の形成を図ることを目標とする。</p>	<p>当地区は、幕別町札内地区の中心部から西方約500mに位置しており、都市計画道路「札内南大通」に接する交通の利便性に恵まれた地区である。</p> <p><u>現在、地域全体で支え合う仕組みの構築や地域共生社会の実現に向け、医療・福祉施設のほか、地区コミュニティ形成のための施設、居住用施設、住民生活に必要な生活利便施設などの適正な配置を図るため、民間の開発行為により開発が予定されている。</u></p> <p>本計画では、当該開発行為の事業の効果の維持・増進を図り事業後に予想される建築物の用途の混在などによる環境の悪化を未然に防止し、地区周辺と調和のとれた良好な市街地の形成を図ることを目標とする。</p>
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>当該開発行為の土地利用計画を基本としつつ、当地区にふさわしい合理的な土地利用を図る。</p> <p>1 業務施設地区 閑静で落ち着いたある医療・福祉系業務地の形成を主体とした地区とする。</p> <p>2 沿道サービス地区 都市計画道路「札内南大通」に面する地区であり、住民生活に必要な沿道サービス施設を中心とし、利便性の高さを活かした土地利用と良好な街区の形成を図る地区とする。</p>	<p>当該開発行為の土地利用計画を基本としつつ、当地区にふさわしい合理的な土地利用を図る。</p> <p>1 <u>共生型業務居住地区</u> <u>閑静で落ち着いたある医療・福祉系業務地の形成を図るとともに、地域住民が共に支え合い安全・安心に住み続けられる居住地区とする。</u></p> <p>2 <u>共生型沿道サービス地区</u> <u>前項の規定による共生型業務居住地区の施設のほか、都市計画道路「札内南大通」に面する地区であることから、住民生活に必要な沿道サービス施設を適正に配置し、利便性の高さを活かした土地利用と良好な街区の形成を図る地区とする。</u></p>
	地区施設の整備の方針		<u>各施設利用者の利便性や安全性の向上を図るため、区画道路を整備する。</u>
	建築物等の整備の方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関する制限を次のように定める。</p> <p>1 医療・福祉施設業務地として周辺住宅市街地への環境保全と幹線道路の沿道にふさわしい土地利用が図られるよう、それぞれの地区の土地利用に合った「建築物の用途制限」を定める。</p> <p>2 周辺住宅市街地としての環境保全が図られるよう、地区の土地利用にふさわしい「建築物の高さの最高限度または最低限度」を定める。</p> <p>3 うるおいとゆとりあるまちなみを形成するため「建築物の壁面の位置の制限」を定める。</p> <p>4 民地に面する宅地の緑化推進の効果を高め、景観上うるおいのあるまちなみを形成するため「垣又は柵の構造の制限」として塀を禁止とする。</p>	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関する制限を次のように定める。</p> <p>1 <u>共生型業務居住地区</u>として周辺住宅市街地への環境保全と幹線道路の沿道にふさわしい土地利用が図られるよう、それぞれの地区の土地利用に合った「建築物の用途制限」を定める。</p> <p>2 周辺住宅市街地としての環境保全が図られるよう、地区の土地利用にふさわしい「建築物の高さの最高限度または最低限度」を定める。</p> <p>3 うるおいとゆとりあるまちなみを形成するため「建築物の壁面の位置の制限」を定める。</p> <p>4 民地に面する宅地の緑化推進の効果を高め、景観上うるおいのあるまちなみを形成するため「垣又は柵の構造の制限」として塀を禁止とする。</p>

2 地区整備計画

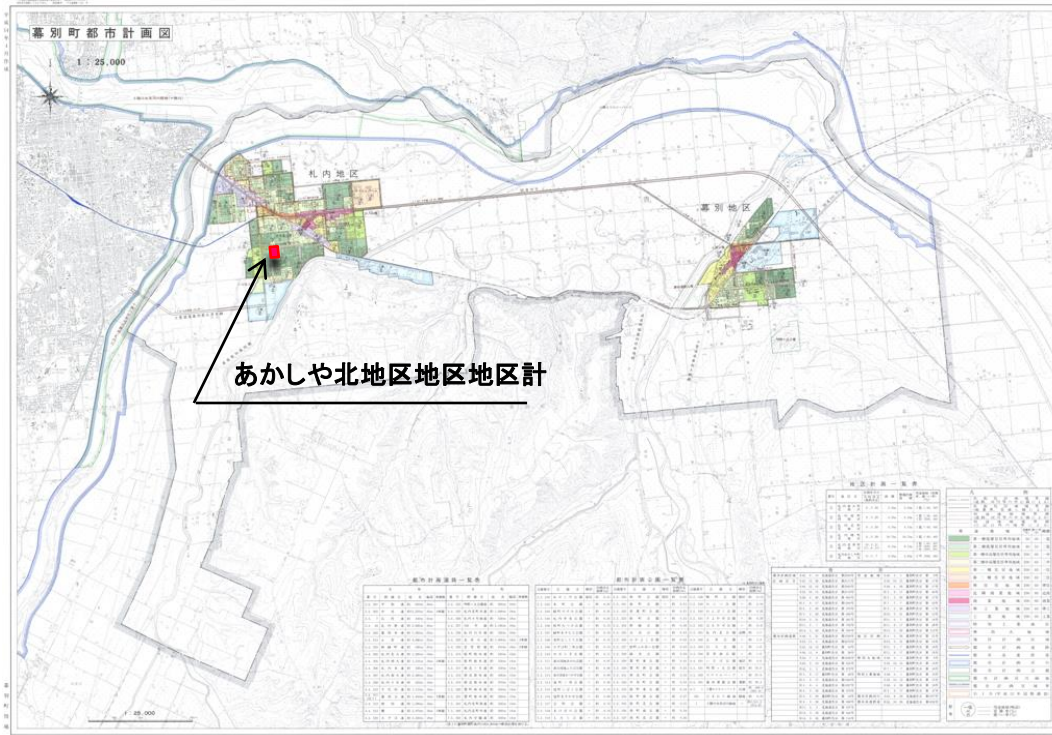
		旧	新		
地区整備計画の 建築物等 の制限 に関する 事項	地区の名称	札内あかしや町北地区	札内あかしや町北地区		
	地区整備計画を定める地区	計画図表示のとおり	計画図表示のとおり		
	地区整備計画の区域の面積	4.6 ha	4.6 ha		
	地区施設の配置及び規模		区画道路1号 幅員9m、延長約310m 区画道路2号 幅員8m、延長約40m		
	地区の細区分 (計画図表示のとおり)	業務施設地区 (3.8 ha)	沿道サービス地区 (0.8 ha)	共生型業務居住地区 (3.8 ha)	共生型沿道サービス地区 (0.8 ha)
	建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物及びこれに附属する建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 介護保険法に基づく介護保険施設 (2) 老人福祉法に基づく老人福祉施設及び児童福祉法に基づく児童福祉施設 (3) 病院・診療所 (4) 店舗(床面積が500㎡を超えるものは除く) (5) 上記に係わる事務所	次の各号に掲げる建築物及びこれに附属する建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 介護保険法に基づく介護保険施設 (2) 老人福祉法に基づく老人福祉施設及び児童福祉法に基づく児童福祉施設 (3) 店舗 (4) 事務所 (5) 郵便局(床面積が500㎡を超えるものを除く) (6) 病院・診療所	次の各号に掲げる建築物及びこれに附属する建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (2) 老人福祉センター、児童更生施設その他これに類するもの (3) 病院・診療所 (4) 店舗(床面積が500㎡を超えるものは除く) (5) 公衆浴場 (6) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 (7) 上記に係わる事務所 (8) 集会場 (9) 住宅 (10) 事務所・店舗兼用住宅 (11) 共同住宅、寄宿舎 (12) 長屋	次の各号に掲げる建築物及びこれに附属する建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (2) 老人福祉センター、児童更生施設その他これに類するもの (3) 店舗 (4) 事務所 (5) 郵便局(床面積が500㎡を超えるものを除く) (6) 公衆浴場 (7) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 (8) 病院・診療所 (9) 集会場 (10) 住宅 (11) 事務所・店舗兼用住宅 (12) 共同住宅、寄宿舎 (13) 長屋
	建築物の敷地の最低限度				
	建築物の壁面の位置の制限	民地界から建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の中心線までの距離の最低限度は6mとする。	敷地境界線(隅切り部分は除く。)から建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線までの距離の最低限度は1mとする。ただし、車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下である場合は、この限りではない。	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の中心線から隣地境界線までの距離については、高さが10m以下の建築物の最低限度は1m、高さが10mを超える建築物の最低限度は6mとする。ただし、車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下である場合は、この限りではない。 2 1の規定にかかわらず、地区計画区域東側境界線(以下「東側境界線」という。)の札内南大通路境界線から町道あかしや団地道路10号南側道路境界線までについては、外壁等の中心線から東側境界線までの距離の最低限度を高さが10m以下の建築物は4m、高さが10mを超える建築物の最低限度は6mとする。 3 外壁等の中心線から道路境界線(隅切り部分は除く。)までの距離の最低限度は1mとする。ただし、車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下である場合は、この限りではない。	
	建築物等の高さの最高限度又は最低限度	建築物の高さの最高限度は15mとする。	同 左	建築物の高さの最高限度は15mとする。	
	建築物等の形態又は意匠の制限				
垣又は柵の構造の制限	門の高さは1.5m以下とする。塀は禁止とする。ただし、柵及び生け垣はこの限りではない。なお、柵の材質は、金属製又は木製とし、開口面積は50%以上とする。柵の基礎及び敷地の土留めの高さは、車道縁石天端より0.4m以下とする。	同 左	門の高さは1.5m以下とする。塀は禁止とする。ただし、柵及び生け垣はこの限りではない。なお、柵の材質は、金属製又は木製とし、開口面積は50%以上とする。柵の基礎及び敷地の土留めの高さは、車道縁石天端より0.4m以下とする。		
備考	用語の定義及び面積、高さ等の算定方法等については、建築基準法及び同法施行令による。		用語の定義及び面積、高さ等の算定方法等については、建築基準法及び同法施行令による。		

理由

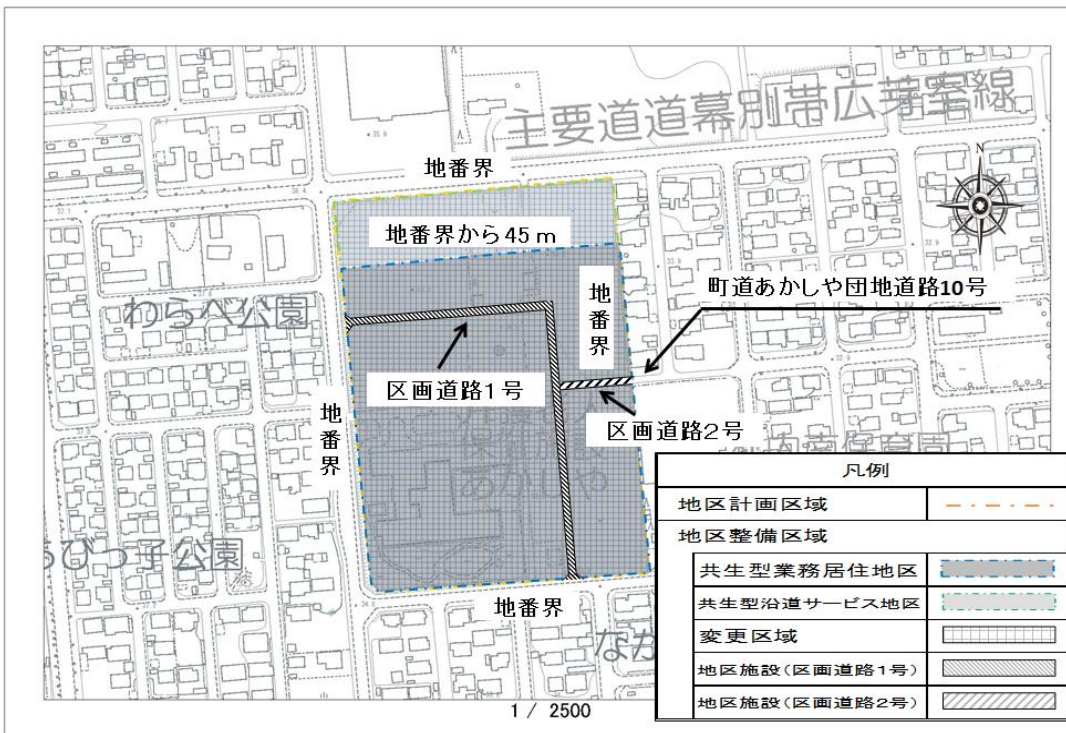
医療・福祉拠点としての充実を図るとともに、住民が共に支え合い、安心・安全に住み続けられる地区とするための居住を確保するため、地区計画及び地区整備計画を変更する。

帯広圏都市計画札内あかしや町北地区地区計画 位置図・計画図

位置図

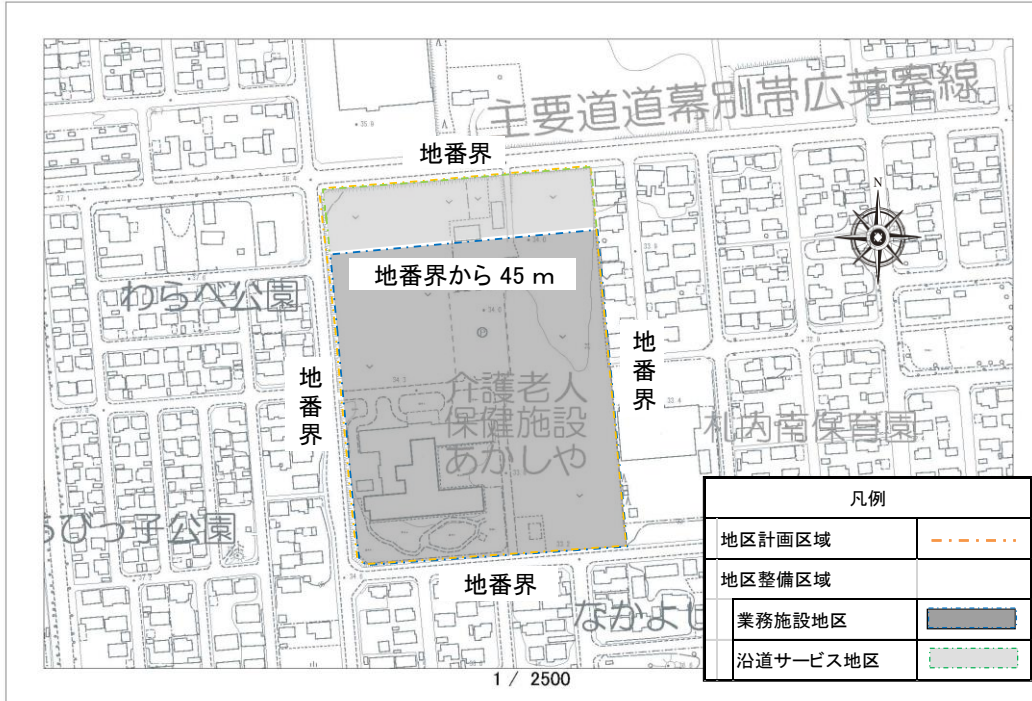


計画図

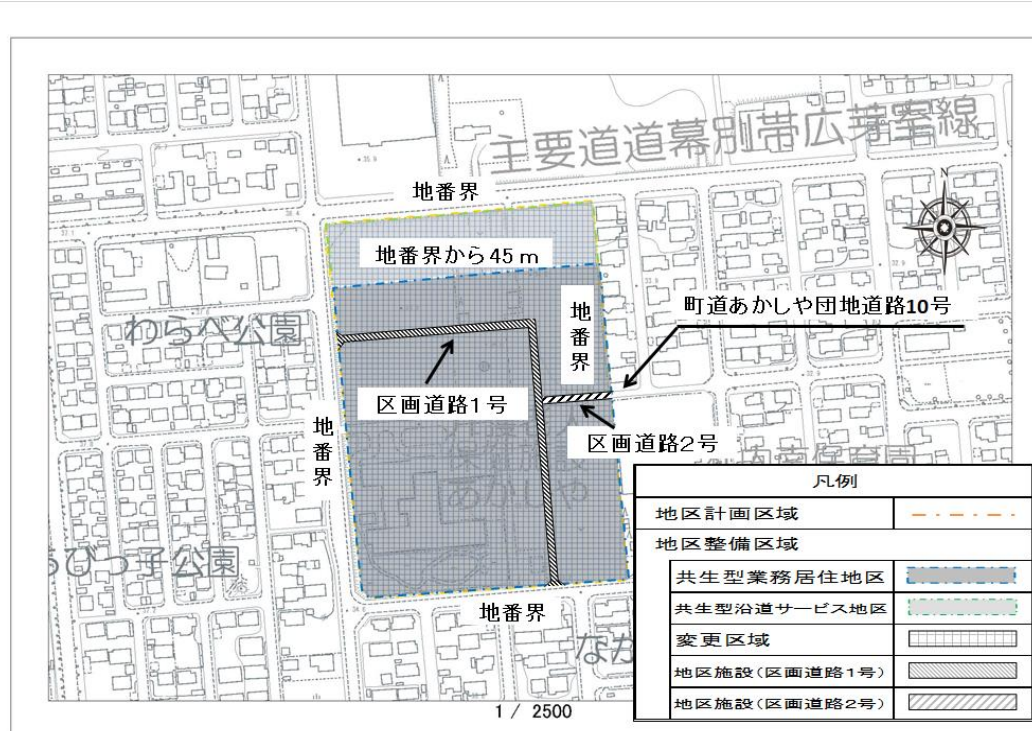


帯広圏都市計画札内あかしや町北地区地区計画 新旧対照図

変更前計画図



変更後計画図



都市計画法に基づく
都市計画の提案制度について

平成16年2月

幕 別 町

都市計画の提案制度とは

近年、まちづくりへの関心が高まってきて、町民が主体となった様々なまちづくりへの取り組みが行われはじめており、都市計画をはじめまちづくりに町民の意見のより一層の反映を求める声が多くなっています。

このような動きを踏まえて、地域のまちづくりに対する取り組みを今後の都市計画に積極的に取り込んでいくために、土地所有者やまちづくり NPO 法人などが都道府県や市町村に都市計画の提案ができるようになりました。

幕別町では皆様の提案を受け、都市計画に関する法令上の基準やまちづくりの方針、提案された土地の状況等を総合的に勘案して、提案を踏まえた都市計画の決定をする必要があるかどうか判断することになります。

都市計画とは

都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために必要な事項を定めた計画であり、都市計画法に基づき定められております。

主なものとして、

市街化区域と市街化調整区域との区分（線引き）

用途地域などの土地利用に関するもの

道路、公園などの都市施設

土地区画整理事業や再開発事業など一体的な土地の開発に関するもの

などがあります。

具体的に定められている都市計画の内容については、町建設部都市計画課にお問い合わせください。【電話：54-6621（直通）】

提案の要件は

0.5 ヘクタール以上の一団の土地の区域であること

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の都市計画に関する法令上の基準に適合していること（別紙 1 を参考）

土地所有者等の三分の二以上の同意（人数及び面積）を得ていること

以上の要件を満たす必要があります。

提案できる都市計画の種類は

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の方針を除く都市計画の内容であれば、この制度の対象となります。

ただし、幕別町に提案できる都市計画は、町が定めるものが対象となります。（別紙 2 を参考）

提案できる人は

提案の要件を満たした上で提案できるのは、提案する区域内の土地所有者や借地権者、まちづくり NPO 法人や公益法人などとなっております。

提案に必要な書類は

- 1 提案書（様式 1）
- 2 提案資格を有することを証する書類
土地所有者等：土地若しくは建物の登記簿謄本、地番図
NPO 法人や公益法人等：法人の登記簿謄本、定款、寄附行為
- 3 都市計画の素案
計画書（計画の概要及び提案理由などを記載したもの、様式 2）
関係図書：位置図（1/25,000 程度）、区域図（1/2,500 程度の現況図及び地番図）、計画図（1/2,500 程度）
- 4 土地所有者等の同意を得たことを証する書類
土地所有者等の一覧表（様式 3）、地番図
同意書（様式 4-1、4-2）
土地所有者等への説明の経緯に関する資料（様式 5）
- 5 周辺環境等への検討に関する資料（任意様式）
検討項目：自然環境、居住環境、景観、交通、環境への負荷（廃棄物など）、まちづくりなど
- 6 その他必要に応じて資料などの提出をお願いすることがあります。

なお、提案を提出した後内容を修正する場合は、原則として取下届（様式 6）により提案を取り下げた後、再度提出をお願いします。

事前相談

幕別町では、都市計画制度や提案制度を町民の皆様にご理解いただき、手続きを円滑に進めるため事前相談を行っております。提案を考えている方は、相談票（別記様式）にご記入のうえご相談願います。

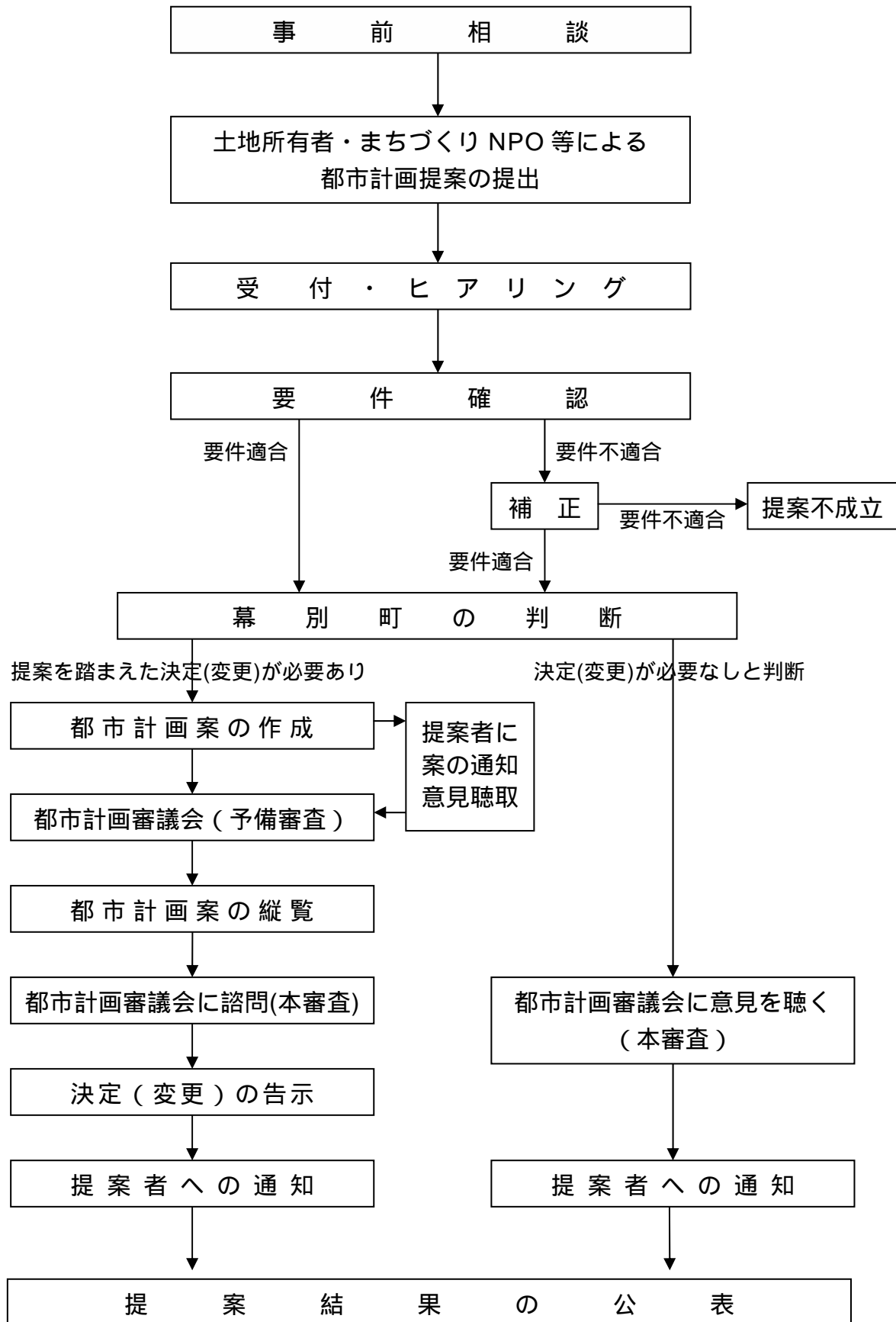
本制度や都市計画に関する相談窓口

幕別町建設部都市計画課（役場 4 階）

電話：0155-54-6621（直通） Fax：0155-55-3010

〒089-0692 幕別町本町 130 番地

提案制度の流れ



主な都市計画に関する法令上の基準

別紙 1

[都市計画に関する方針等]

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（法第 6 条の 2）
都市再開発方針等（法第 7 条の 2）
市町村の都市計画に関する基本的な方針（法第 18 条の 2）
北海道及び市町村の総合計画

[各都市計画決定案件に関する法律]

上位計画

北海道開発法 国土利用計画法 多極分散型国土形成促進法
地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律
山村振興法 農村地域工業等導入促進法 工業再配置促進法
環境基本法

関連法

土地基本法 土地収用法 公有地の拡大の推進に関する法律
農地法 農業振興地域の整備に関する法律 森林法 自然公園法
自然環境保全法 地方税法 租税特別措置法
都市開発資金の貸付けに関する法律 環境影響評価法

地域地区

建築基準法 駐車場法 港湾法
流通業務市街地の整備に関する法律 都市緑地保全法 生産緑地法
文化財保護法 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法

促進区域

都市再開発法
地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律
被災市街地復興推進地域 - 被災市街地復興特別措置法

市街地開発事業

土地地区画整理法 新住宅市街地開発法 都市再開発法
新都市基盤整備法

都市施設

道路法 鉄道事業法 軌道法 駐車場法 自動車ターミナル法
都市公園法 墓地埋葬等に関する法律 下水道法
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 河川法 運河法
卸売市場法 と畜場法 官公庁施設の建設等に関する法律
流通業務市街地の整備に関する法律

地区計画等

集落地域整備法 幹線道路の沿道の整備に関する法律 都市再開発法
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律

都市計画を定める者

別紙 2

決定権者	決定する都市計画	備 考	
北海道	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	提案制度の対象外	
	市街化区域及び市街化調整区域	(全部)	
	地域地区	用途地域	札幌圏都市計画区域の用途地域
		風致地区	面積が 10ha 以上のもの
		臨港地区	重要港湾
		緑地保全地区	面積が 10ha 以上のもの
		流通業務地区	(全部)
	都市施設	道路	一般国道、道道、自動車専用道路、その他車線の数が 4 以上の道路
		都市高速鉄道	(全部)
		公園、緑地、広場	面積が 10ha 以上のもの
		墓園	面積が 10ha 以上のもの
		水道	水道用水供給事業の用に供する水道
		下水道	公共下水道で排水区域が 2 以上の市町村の区域、流域下水道
河川・運河		一級河川、二級河川(札幌市の区域内のみに存するものを除く) 運河	
市街地開発事業	土地区画整理事業にあっては面積が 50ha 以上のもの、3ha を超える第一種市街地再開発事業など		
幕別町	上記以外のもの		

様式第2号（第4関係）

提 案 書

幕別町長 飯田 晴義 様

都市計画法第21条の2の規定に基づき、都市計画の決定（変更）をすることを提案します。

記

○添付書類

- 1 計画書（様式第3号）
- 2 関係図書・位置図・区域図（現況図及び地番図）・計画図
- 3 土地所有者等の一覧（様式第4号）
- 4 同意書（様式第5号、様式第5号の2）
- 5 土地所有者等への説明の経緯に関する資料（様式第6号）
- 6 周辺環境等への検討に関する資料
- 7 その他（ ）

平成30年11月15日

提案者 住 所 帯広市新町東12丁目2番地1

氏 名 株式会社 ベーシック

代表取締役 細川美由紀

電 話 0155-38-7733

権利内容：所有権・借地権・法人



- 備考
- 1 法人の場合は主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載して下さい。
 - 2 氏名（法人の場合はその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合は、押印を省略できます。

様式第3号（第4関係）

計 画 書

1 土地の概要

① 土地の名称	幕別町札内あかしゃ町42番地1他10筆		
② 面積	4.6ha		
都市計画の現況	③ a 区域区分	有 (市街化区域・市街化調整区域) ・ 無	
	b 用途地域	第2種中高層住居専用地域	
	c 建蔽率	60%	d 容積率 200%
	e 特別用途地区等		
	f その他、都市施設(道路、公園等)や地区計画など	札内あかしゃ町北地区地区計画	

2 計画概要等

① 計画概要：高齢者、障がい者、子どもなどの地域の住民がともに集い交流し、支援を必要とする者等が互いに支え、支えられながら安心して生活することができる地域の構築。(共生型地域福祉拠点)
② 提案理由：共生型地域福祉拠点は、「幕別町高齢者保健福祉ビジョン2018」に掲げる「地域包括ケアシステム」の深化・推進の一翼を担うことができるものである。共生型地域福祉拠点の実現には、別添「地区計画変更素案」にある様な施設の立地が必要となる。しかし、本地区に設定されている地区計画では、建築物の用途を介護保険施設などの施設に限定されているため、共生型地域福祉拠点に必要な建築物が制限を受けている。そのため、札内あかしゃ町北地区地区計画の「建築物の用途の制限」の一部変更する提案をさせていただきたい。

3 土地所有者等の同意の状況

		対象数量	同意数量	同意率(%)
土地所有者等総数		4	4	100.0%
内訳	所有権	2	2	100.0%
	借地権	2	2	100.0%
	その他			
同意対象総面積		4.6ha	4.6ha	100.0%
内訳	所有権	2	2	100.0%
	借地権	2	2	100.0%
	その他			

4 備考

--

上の記入欄で記載できない場合は別の用紙に記載したものを添付して下さい。

1 地区計画の方針

	旧	新	
名称	札内あかしゃ町北地区 地区計画	札内あかしゃ町北地区 地区計画	
位置	中川郡幕別町札内あかしゃ町の一部	中川郡幕別町札内あかしゃ町の一部	
区域	計画図表示のとおり	計画図表示のとおり	
面積	4.6 ha	4.6 ha	
地区計画の目標	<p>当地区は、幕別町札内地区の中心部から西方約500mに位置しており、都市計画道路「札内南大通」に接する交通の利便性に恵まれた地区であり、現在、良好な医療・福祉施設等の業務地の整備を図るとともに住民生活に必要な生活利便施設の適正な配置を図るため、民間の開発行為により開発が予定されている。</p> <p>本計画では、当該開発行為の事業の効果の維持・増進を図り事業後に予想される建築物の用途の混在などによる環境の悪化を未然に防止し、地区周辺と調和のとれた良好な市街地の形成を図ることを目標とする。</p>	<p>当地区は、幕別町札内地区の中心部から西方約500mに位置しており、都市計画道路「札内南大通」に接する交通の利便性に恵まれた地区である。</p> <p><u>現在、地域全体で支え合う仕組みの構築や地域共生社会の実現に向け、医療・福祉施設のほか、地区コミュニティ形成のための施設、居住用施設、住民生活に必要な生活利便施設などの適正な配置を図るため、民間の開発行為により開発が予定されている。</u></p> <p>本計画では、当該開発行為の事業の効果の維持・増進を図り事業後に予想される建築物の用途の混在などによる環境の悪化を未然に防止し、地区周辺と調和のとれた良好な市街地の形成を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>当該開発行為の土地利用計画を基本としつつ、当地区にふさわしい合理的な土地利用を図る。</p> <p>1 業務施設地区 閑静で落ち着きのある医療・福祉系業務地の形成を主体とした地区とする。</p> <p>2 沿道サービス地区 都市計画道路「札内南大通」に面する地区であり、住民生活に必要な沿道サービス施設を中心とし、利便性の高さを活かした土地利用と良好な街区の形成を図る地区とする。</p>	<p>当該開発行為の土地利用計画を基本としつつ、当地区にふさわしい合理的な土地利用を図る。</p> <p><u>1 共生型業務居住地区 閑静で落ち着きのある医療・福祉系業務地の形成を図るとともに、地域住民が共に支え合い安全・安心に住み続けられる居住地区とする。</u></p> <p><u>2 共生型沿道サービス地区 前項の規定による共生型業務居住地区の施設のほか、都市計画道路「札内南大通」に面する地区であることから、住民生活に必要な沿道サービス施設を適正に配置し、利便性の高さを活かした土地利用と良好な街区の形成を図る地区とする。</u></p>
	地区施設の整備の方針		
	建築物等の整備の方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関する制限を次のように定める。</p> <p>1 医療・福祉施設業務地として周辺住宅市街地への環境保全と幹線道路の沿道にふさわしい土地利用が図られるよう、それぞれの地区の土地利用に合った「建築物の用途制限」を定める。</p> <p>2 周辺住宅市街地としての環境保全が図られるよう、地区の土地利用にふさわしい「建築物の高さの最高限度または最低限度」を定める。</p> <p>3 うるおいとゆとりあるまちなみを形成するため「建築物の壁面の位置の制限」を定める。</p> <p>4 民地に面する宅地の緑化推進の効果を高め、景観上うるおいのあるまちなみを形成するため「垣又は柵の構造の制限」として塀を禁止とする。</p>	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関する制限を次のように定める。</p> <p>1 共生型業務居住地区として周辺住宅市街地への環境保全と幹線道路の沿道にふさわしい土地利用が図られるよう、それぞれの地区の土地利用に合った「建築物の用途制限」を定める。</p> <p>2 周辺住宅市街地としての環境保全が図られるよう、地区の土地利用にふさわしい「建築物の高さの最高限度または最低限度」を定める。</p> <p>3 うるおいとゆとりあるまちなみを形成するため「建築物の壁面の位置の制限」を定める。</p> <p>4 民地に面する宅地の緑化推進の効果を高め、景観上うるおいのあるまちなみを形成するため「垣又は柵の構造の制限」として塀を禁止とする。</p>

2 地区整備計画

		旧		新	
地区整備計画	地区の名称	札内あかしや町北地区		札内あかしや町北地区	
	地区整備計画を定める地区	計画図表示のとおり		計画図表示のとおり	
	地区整備計画の区域の面積	4.6 ha		4.6 ha	
	地区施設の配置及び規模				
	地区の細区分 (計画図表示のとおり)	業務施設地区 (3.8 ha)	沿道サービス地区 (0.8 ha)	共生型業務居住地区 (3.8 ha)	共生型沿道サービス地区 (0.8 ha)
	建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物及びこれに附属する建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 介護保険法に基づく介護保険施設 (2) 老人福祉法に基づく老人福祉施設及び児童福祉法に基づく児童福祉施設 (3) 病院・診療所 (4) 店舗(床面積が500㎡を超えるものは除く) (5) 上記に係わる事務所	次の各号に掲げる建築物及びこれに附属する建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 介護保険法に基づく介護保険施設 (2) 老人福祉法に基づく老人福祉施設及び児童福祉法に基づく児童福祉施設 (3) 店舗 (4) 事務所 (5) 郵便局(床面積が500㎡を超えるものを除く) (6) 病院・診療所	次の各号に掲げる建築物及びこれに附属する建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (2) 老人福祉センター、児童更生施設その他これに類するもの (3) 病院・診療所 (4) 店舗(床面積が500㎡を超えるものは除く) (5) 公衆浴場 (6) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 (7) 上記に係わる事務所 (8) 集会場 (9) 住宅、共同住宅、事務所・店舗兼用住宅、長屋、寄宿舎	次の各号に掲げる建築物及びこれに附属する建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (2) 老人福祉センター、児童更生施設その他これに類するもの (3) 店舗 (4) 事務所 (5) 郵便局(床面積が500㎡を超えるものを除く) (6) 公衆浴場 (7) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 (8) 病院・診療所 (9) 集会場 (10) 住宅、共同住宅、事務所・店舗兼用住宅、長屋、寄宿舎
	建築物の敷地の最低限度				
	建築物の壁面の位置の制限	民地界から建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の中心線までの距離の最低限度は6mとする。	敷地境界線(隅切り部分は除く。)から建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線までの距離の最低限度は1mとする。ただし、車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下である場合は、この限りではない。	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の中心線から隣地境界線までの距離については、高さが10m以下の建築物の最低限度は1m、高さが10mを超える建築物の最低限度は6mとする。ただし、車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下である場合は、この限りではない。 2 1の規定にかかわらず、地区計画区域東側境界線(以下「東側境界線」という。)の札内南大道路境界線から町道あかしや団地道路10号南側道路境界線までについては、外壁等の中心線から東側境界線までの距離の最低限度を高さが10m以下の建築物は4m、高さが10mを超える建築物の最低限度は6mとする。 3 外壁等の中心線から道路境界線(隅切り部分は除く。)までの距離の最低限度は1mとする。ただし、車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下である場合は、この限りではない。	
	建築物等の高さの最高限度又は最低限度	建築物の高さの最高限度は15mとする。	同 左	建築物の高さの最高限度は15mとする。	
	建築物等の形態又は意匠の制限				
垣又は柵の構造の制限	門の高さは1.5m以下とする。塀は禁止とする。 ただし、柵及び生け垣はこの限りではない。なお、柵の材質は、金属製又は木製とし、開口面積は50%以上とする。柵の基礎及び敷地の土留めの高さは、車道縁石天端より0.4m以下とする。	同 左	門の高さは1.5m以下とする。塀は禁止とする。 ただし、柵及び生け垣はこの限りではない。なお、柵の材質は、金属製又は木製とし、開口面積は50%以上とする。柵の基礎及び敷地の土留めの高さは、車道縁石天端より0.4m以下とする。		
備考	用語の定義及び面積、高さ等の算定方法等については、建築基準法及び同法施行令による。		用語の定義及び面積、高さ等の算定方法等については、建築基準法及び同法施行令による。		

平成29年度 「共生型地域福祉拠点」推進セミナー

<道 説明資料>

北海道保健福祉部

地域福祉課地域福祉推進グループ

1 北海道における「共生型地域福祉拠点」推進の考え方

(1) 取り巻く現状と課題

北海道は、全国を上回るスピードで人口減少や高齢化が進展

(1) 全国を下回る合計特殊出生率 (H27) 1.29【45位】 (全国 1.46)

(2) 全国を上回る高齢者人口の増加 ※65歳以上人口の割合(%) ※()は75歳以上人口の割合の再掲

	2015(H27)	2025(H37)推計	増減率
全国	26.6 (12.8)	30.3 (18.1)	+3.7 (+5.3)
北海道	29.1 (14.3)	34.6 (20.6)	+5.5 (+6.3)

(3) 単身高齢世帯の増加 ※一般世帯総数に占める単身高齢世帯の割合(%)

	2015(H27)	2025(H37)推計	増減率
全国	11.4	13.4	+2.0
北海道	13.0	15.8	+2.8

少子高齢化の更なる進展



人口減少問題対策が重要な課題

- 過疎化や単身高齢者の増加、少子化等に伴い、従来、家庭や地域内で行われていた支え合いが希薄となっており、改めて社会資源として誰もが参画できる地域内での支え合いの仕組みづくりが必要。
- 公的サービスでは補えない日常生活の困り事に対するサービス（例：配食、通院時の付き添い、子どもの一時的預かり、子どもの居場所づくりなど）を住民がお互いに協力して支え合う必要がある。



「共生型地域福祉拠点」の設置促進を図る
(北海道創生総合戦略 重点戦略プロジェクトに位置づけ)
KPI (重要業績評価指標) H31年度までに179市町村に設置 <H28年度：147市町村で設置済み>

(2) 「共生型地域福祉拠点」とは…?

【住民の集いの場】

高齢者、障がいのある人、子どもなどを含む住民が自由に集える「場」

多世代・多様な住民の交流する場

【人が集うための取組】

誰もが目的や役割を持って集うための取組（イベントやサークル活動等を含む）を行う

幅広い住民の参加を促す（役に立つ、活躍できる、楽しい）仕掛け

【助け合い・支え合いの取組】

住民が集う中で、介護保険などの制度サービスや既存の地域資源では補えない地域課題への気づき、課題（ニーズ）に応じた助け合い・支え合いの取組を行う

支えられるだけではなく、支え手ともなる（役割（活躍の場）、生きがい）

取組をコーディネートする人材のもと、あらゆる地域資源との連携

<行政、地域包括支援センター、制度サービス事業所、自治会、民生委員・児童委員、地元企業 etc・・・>

高齢者、障がい者、子どもなどが、地域の住民と共に集い交流し、支援を必要とする者等がお互いに支え、支えられながら、安心して生活することができる地域の構築
【共生社会の実現】

地域包括ケアシステムの一翼を担う（地域包括ケアの深化）

共生型地域福祉拠点のイメージ図

コーディネートを行う者の支えのもと、幅広い住民の参画・交流を通じて地域課題を見だし、支援を「受ける側」とされていた人達も「支え手」としての役割を持ち、共助に主体的に参画する

支援を必要とする者の状況に応じ、自治体と連携した公的サービスの適用や専門機関へのつなぎ等を行う

地域住民

○制度サービスでは補えない何らかの支援（生活支援）が必要な人

- ・配食、通院の付き添いなど何らかの手助けが必要な人
- ・独居などで孤立しがちな人
- ・放課後の居場所に困る子ども など

高齢者

障がい者



子ども

生活困窮者



○その他の住民（アクティブシニアを含む）

・ボランティア活動
・趣味等のサークル活動 など



共生型地域福祉拠点

参加

人が集まり交流する「場」

相互の支え合い（共助）の拠点

助け合い
・支え合い

連携
・
情報共有

取組をコーディネートする人材

・支え合いの取組
・人の集まるイベント 等

関係機関 （既存地域資源）

行政
地域包括支援センター

制度サービスの適用
（相談・認定など）

要支援者等の情報共有

福祉サービス事業所

制度サービスの提供、サービス提供を通じた要支援者の状況把握

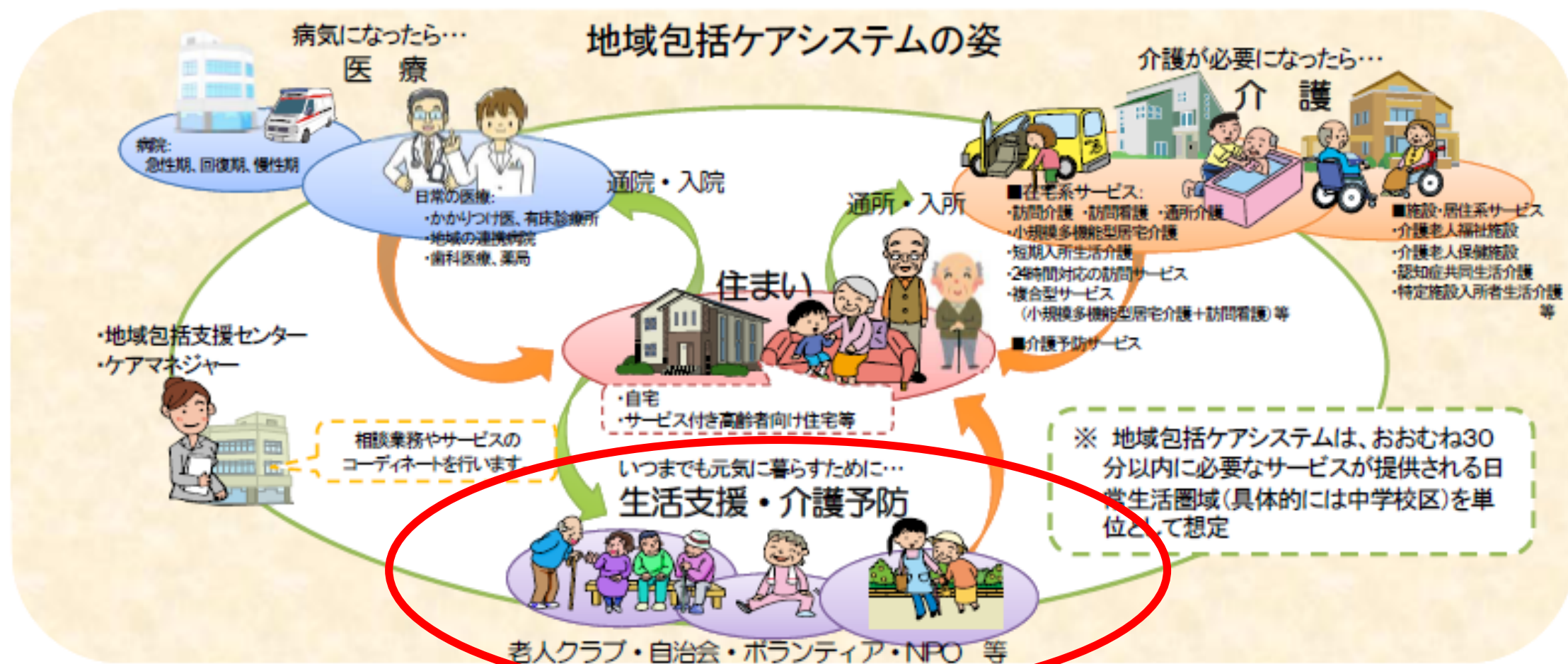
専門機関
（医療機関・児童相談所など）

より専門的な技術支援

その他、地元企業、教育機関など、様々な地域資源との連携・活用

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。



「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

「地域共生社会」とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改正】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改正】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改正】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改正・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆共生型サービスの創設 など

平成30(2018)年：

- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
- ◆生活困窮者自立支援制度の強化

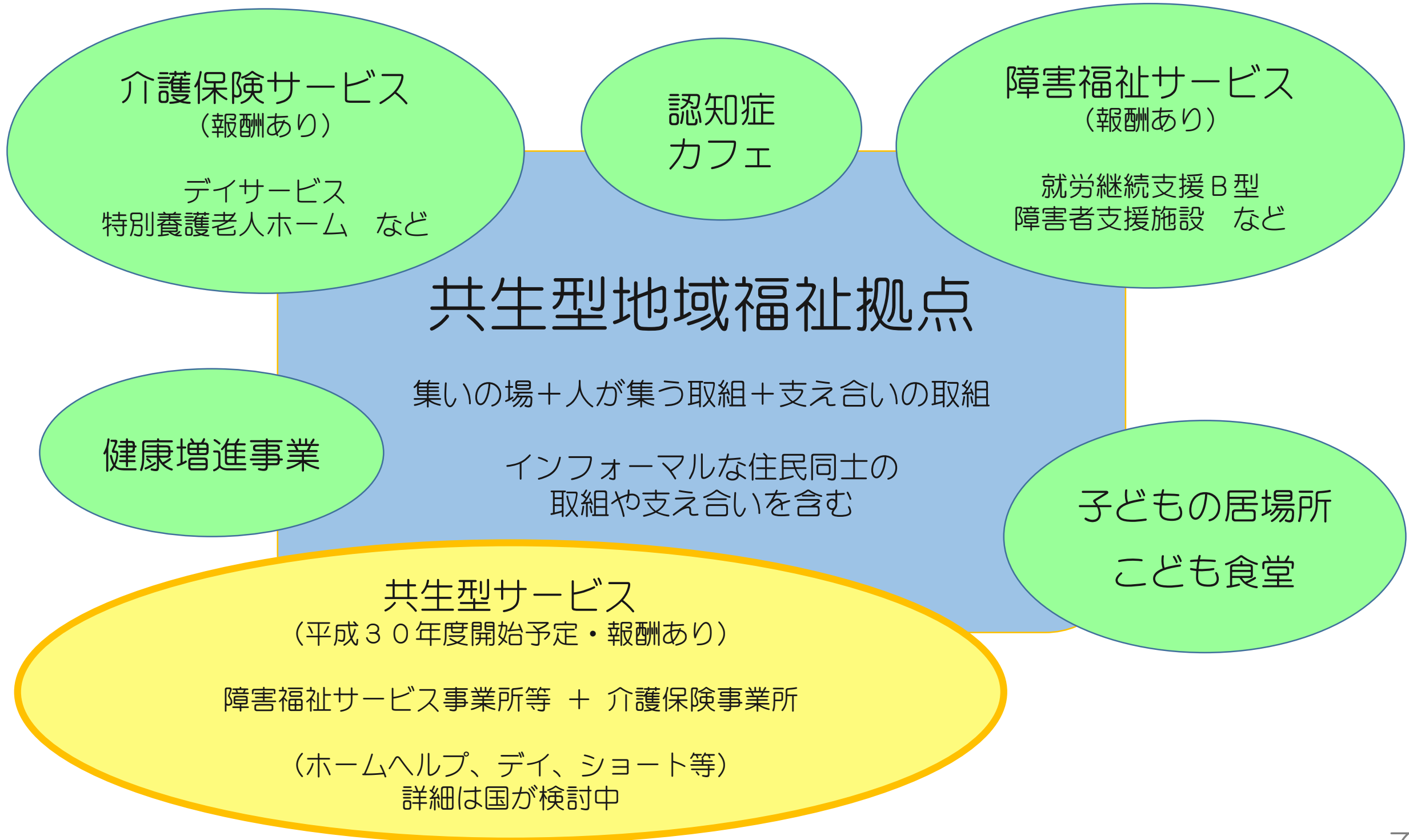
平成31(2019)年以降：更なる制度見直し

2020年代初頭：**全面展開**

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策(制度のあり方を含む)
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

(参考) 共生型地域福祉拠点とフォーマルなサービスとの関係イメージ図



2 既存の「共生型（施設）」の取組

(1) 北海道の既存の共生型施設の取り組み

共生型施設の整備

平成19年度から平成27年度まで、国の地域介護・福祉空間整備費交付金の市町村提案事業を活用したいわゆる「共生型施設」が整備されてきており、独自の取組を行っている市町村がある。

(この間の採択数76市町村158施設(政令市・中核市除く))

上記交付金によるほか、各市町村や法人等による独自の整備もあるものと考えられるが、インフォーマル(制度外)サービスのため、設備・人員基準や指導・監督権限等が無いことから、データ等の蓄積が無い。

(参考) H27年度に実施の市町村アンケートでは、12市町村から上記交付金以外で整備した施設があるとの回答有り

【課題1】

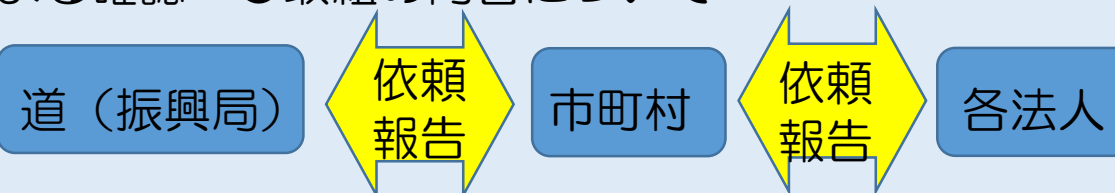
「既存の共生型の取組が無い」、「現状では検討予定が無い」といった市町村も多くあったことや、基準等の無い共生型の取組の情報等を得る機会も少ないこと等から、道としては、既存の共生型施設の好事例の紹介等を通じて、共生型の取組を広く普及する必要がある。

【実態把握調査について】

共生型の取組を行う施設(法人)の実態を把握する調査を行っている。(28年度:147市町村が整備済み)

【内容】 ●道の共生型の考えに沿ったチェックリストによる確認 ●取組の内容について

※ 情報の共有を図るため、右の流れで実施



※ 調査内容のうち、基本情報(法人名、共生型施設名、住所、連絡先など)は、道内で情報を共有するとともに、取組を行う各法人間のネットワーク形成に資するため、公表に同意をいただいた法人等の情報を北海道地域福祉課のホームページに掲載。

⇒ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/feg/kyouseigata.htm>

道では、本取組に係るKPIの進捗を国等から求められ、整理する必要があることから、継続して実施。

(2) 既存の共生型施設における主な取組内容 ※インフォーマル（制度外）サービス

A 住まい・住居の場	○高齢者・障がいのある人（GHの該当とならない者）、生活困窮者など。 施設入所又は自立までの生活の場として利用
B 日中の居場所	○サロン・場所の提供（フリースペースとしての提供のほか、カフェ等を自由に開放するものなど。利用者は混在） ○子どもの放課後のたまり場・遊び場（現代版寺子屋。学習支援等とセット） など
C 住民活動の場	○住民のサークル活動等。健康増進・介護予防、文化・創作活動、スポーツ、子育て支援活動、自治活動、料理教室、 など
D 就労・日中活動	○主に、障がい者や高齢者の就労（訓練、生きがい、介護予防）の場として活用。多くの地域住民が関わり、交流する場としても活用。 食品の製造販売、レストラン・食堂。カフェ、農園（農産物の販売）、駄菓子屋 など
E 生活支援等サービス	○制度サービスでは補えない地域（個々）のニーズに応じた支援サービス 悩みごとや困りごとの相談、食事提供、入浴支援、通院・通勤等の移動支援、幼児・学童の一時預かり、学習支援 など
F その他拠点機能	○ボランティア活動拠点、福祉教育・実習受入、関係機関との連携、地元企業との連携
G 各種イベント	○幅広い住民の集まるイベントの企画・実施。地域のお祭り・盆踊り（の復活）、ミニコンサート・芸術鑑賞、地域のサークル活動発表の場 など

※ 取組は地域のニーズに応じて行われており、規模や態様は様々。複数の取組を組み合わせる場合もあり。

(3) 好事例から得られる取組のポイント

- 幅広い住民の参画を得て、地域のことについて話し合う（住民による運営組織、市民スタッフなど）
 - ・住民の参画は立ち上げの検討段階から
 - ・地域の既存の資源を知る（何があるか、何が使えるか、使い方の工夫は出来ないか）
 - ・不足しているものは何か（何がしたいか、何があれば出来るか）
 - ・既存資源に繋げる又は新たな資源を開発するアイデアを幅広い住民から得て、共有する（知恵の蓄積）
 - ・地域のニーズは参加する（集う）人の個々のニーズから（後の発展）
 - ・無理の無い参加（できる範囲での参加）と取組に対する住民自身の達成感

- 集う人達それぞれに目的意識（メリット）を持たせる工夫
 - ・支えられる側だけでなく、支える側・関わる側にもメリット（win=winの関係）
 - ・支えられる人も、支える側になる工夫（生きがい、自己成長、介護予防、通う意欲・目的）
 - ・集う人達に「楽しい」との意識（楽しくないと続かない）

- まちづくり（地域づくり）の視点
 - ・福祉以外の資源（地元企業、教育機関、学生 など）との連携や活用（地域活動の協働）
 - ・福祉を取り込むことによる企業等のメリットを意識（地域の発展に繋がるコミュニティビジネス 等）

- 運営資金の調達
 - ・事業採算を意識した事前の調査・検討（地域の特長や現状把握）※民間企業のノウハウを活用
 - ・既存の公的制度（補助・委託）と取組の柔軟なマッチング（福祉制度以外にも広いアンテナ）

- 住民に対する幅広いPR
 - ・独自の定期通信（便り）
 - ・様々な媒体の活用（HP、ブログ、地元広報誌、折り込みチラシ、報道機関 など）

(4) 既存の共生型施設で課題と感じていること（平成27年度アンケート結果）

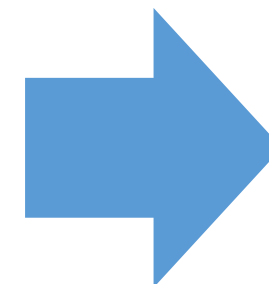
課題として考える事項	課題ありと応えた割合 （複数回答有り）
制度外サービスの運用財源	59.2%
住民が集まる仕掛けの企画	54.4%
担い手確保・育成	52.8%
新たな支援等事業展開	43.2%
取組のコーディネートを行う人材の企画力等質向上	28.8%
地域住民との協議	24.8%
関係先とのネットワーク	17.6%

【課題2】

上記のアンケート結果から、新たな立ち上げの検討に加え、既存の共生型施設の機能維持・強化を図る必要がある。

【機能強化の方向性】

- 幅広い住民の参加につなげる企画力の向上
- 住民相互の創意により支援活動につなげるコーディネート力の向上
- 支援活動等を通じた関係機関との連携力の向上
- 持続的な取組に向けた運営力の修得



実践能力向上
手法の検討

3 平成29年度の道の取組 (共生型地域福祉拠点推進事業)

(1) 「共生型地域福祉拠点」推進セミナー

目 的	新たな「共生型」の取組の立ち上げ促進（考え方の普及）
参集範囲	市町村、社会福祉法人、NPO法人、その他の法人・団体
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ①共生型地域福祉拠点の考え方 ②先進事例紹介 ③意見交換 など
実施場所	<p>十勝（6/2）、日高（6/20）、上川（6/26）、根室（6/28）</p> <p>※昨年度は7箇所で開催（空知、後志、渡島、檜山、留萌、宗谷、オホーツク） ※今後、石狩、胆振、釧路で開催予定</p>
実施時期	6月

(2) 平成29年度「共生型地域福祉拠点」推進事業（拠点機能強化）について

【課題】

- ・幅広く住民の参画を得る取り組みが十分ではない
- ・支援活動につなげるプロセスや取組が十分ではない

(※共生型施設アンケートで多くの施設が掲げている課題)

【機能強化の方向性】

- ・幅広い住民の参加につなげる企画力の向上
- ・住民相互の創意により支援活動につなげるコーディネート力の向上
- ・支援活動等を通じた関係機関との連携力の向上
- ・持続的な取組に向けた運営力の修得

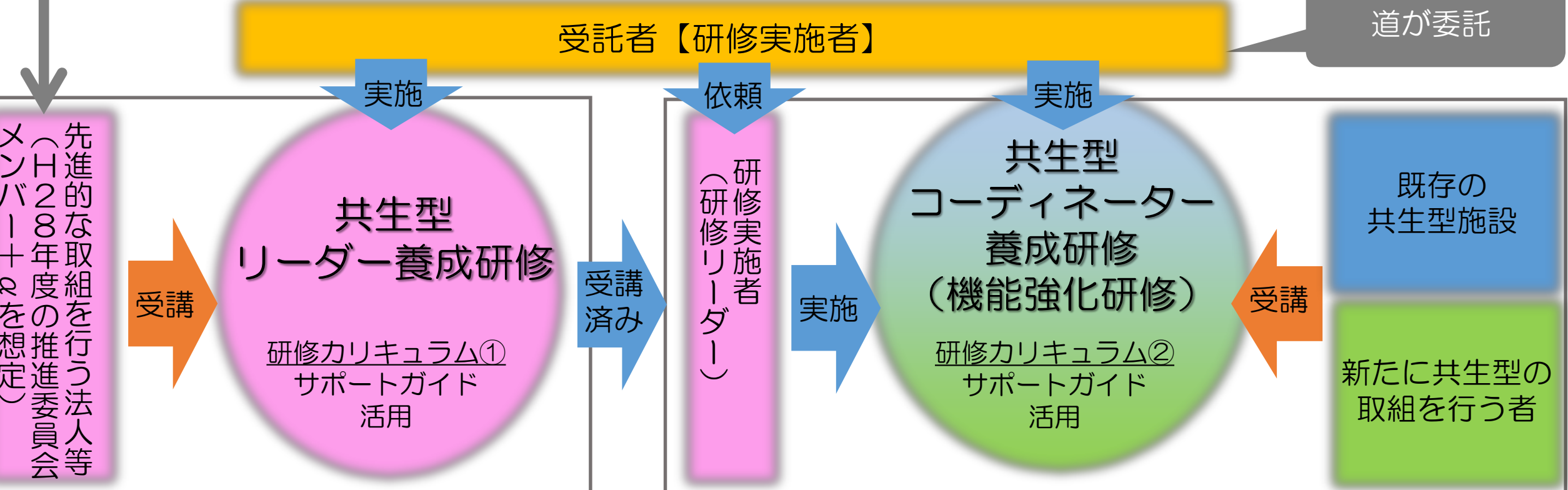
平成28年度（委託事業）

○既福祉拠点の取組に関する評価・検証を踏まえた実践力向上方策研究
 官民推進委員会（受託者、協力施設、有識者、道）

・サポートガイドー北海道における共生型地域社会サポートガイドの作成（資料1ー別添1）
 ・研修カリキュラムの策定（下記①、②の2種類）

実践（展開）

平成29年度以降（資料1ー別添2参照）



- コーディネートを行う人材の実践能力向上（拠点機能の維持・強化）
- 共生型地域福祉拠点設置の促進

【別紙】平成29年度共生型地域福祉拠点推進事業 研修実施スケジュール仮案（イメージ）

			【第①クール】				【第②クール】				【第③クール】					
月	日	備考	月	日	道央	道南	備考	月	日	道北	オホーツク	備考	月	日	十勝	釧根
5月	上旬	開催予定時期の予告 ↓	6月	下旬	①6/20(火) ②6/21(水)			9月	上旬	DAY1 DAY2			12月	上旬	DAY1 DAY2	
	中旬		7月	上旬	↓ 宿題 ↓	①6/22(木) ②6/23(金)		9月	中旬	↓ 宿題 ↓	DAY1 DAY2		12月	中旬	↓ 宿題 ↓	
	下旬		7月	中旬		↓ 宿題 ↓		9月	下旬	↓ 宿題 ↓	DAY1 DAY2		12月	下旬	↓ 宿題 ↓	
6月	上旬	契約 ①募集通知 ↓	6月	下旬	③7/19(水)	③7/20(木)	②募集通知	10月	上旬	DAY3	DAY3	③募集通知	1月	上旬	DAY3	DAY3
	中旬	①募集決定通知	8月	上旬	↓ 宿題・シャドウイング ↓	↓ 宿題・シャドウイング ↓		10月	中旬	↓ 宿題・シャドウイング ↓	↓ 宿題・シャドウイング ↓		1月	中旬	↓ 宿題・シャドウイング ↓	↓ 宿題・シャドウイング ↓
	下旬		8月	中旬				10月	下旬	↓ 宿題・シャドウイング ↓	↓ 宿題・シャドウイング ↓		1月	下旬	↓ 宿題・シャドウイング ↓	↓ 宿題・シャドウイング ↓
8月	上旬		8月	下旬	④8/24(木)	⑤8/25(金)	②募集	11月	上旬	DAY4	DAY4	③募集	2月	上旬	DAY4	DAY4
	中旬		9月	上旬	↓ リメンクタ ↓	↓ リメンクタ ↓	②決定通知	11月	中旬	↓ メンタリング ↓	↓ メンタリング ↓	③決定通知	2月	中旬	↓ メンタリング ↓	↓ メンタリング ↓
	下旬		9月	下旬	⑤9/4(月)	⑤9/5(火)		11月	下旬	DAY5	DAY5		2月	下旬	DAY5	DAY5

《参考》 その他関連事業

「共生型地域福祉拠点」の「場」の活用が考えられる補助事業等

(資料1—別添3を参照)

事業名	事業概要	実施主体等	補助等基準額	負担割合
①地域づくり総合交付金	1 地域づくり推進事業 (2)福祉振興・介護保険基盤整備事業 「共生型地域福祉拠点整備・促進事業」 ア 共生型地域福祉拠点整備事業 イ 共生型地域福祉拠点促進支援・人材養成事業	ア 市町村 イ 市町村又は 振興局長が 認める者	上限額 ア 8,500 ～2,800万円 イ 1,700万円	道1/2 市町村等1/2
②地域づくり総合交付金 (福祉振興・介護保険基盤整備事業) ※一部	1 地域づくり推進事業 (2)福祉振興・介護保険基盤整備事業の一部 ※市町村への補助事業(メニュー)	市町村	メニューごとに設定	道1/2 市町村1/2
③生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業 ア 地域力強化推進事業 イ 多機関の協働による包括的支援体制構築事業	都道府県又は市町村(民間団体への委託可)	ア 1,200万円 イ 1,500万円	国3/4 市町村等1/4
④生活困窮者自立支援制度	仕事や生活に困っている方の就職や住居、家計管理、子どもの学習等のサポート	実施主体は福祉事務所	厚生労働大臣が必要と認めた額	国1/2～3/4 道1/4～1/2 市1/4～1/2
⑤地域介護予防活動支援事業 ※地域支援事業/総合事業/ 一般介護予防事業	誰でも一緒に参加できる介護予防活動の地域展開を目指し、市町村が介護予防に資すると判断する住民の通いの場等の活動を地域の実情に応じ効率的かつ効果的に支援する。	市町村	総合事業移行前年度予防給付実績額×75歳以上人口伸び率	国25% 道12.5% 市町村12.5%
⑥地域生活支援事業(障がい)	障がい者及び障がい児が、それぞれの能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会を営めるよう、日中一時支援事業やくりこみ活動等支援事業(市町村任意事業)など、地域の特性や、利用者の状況に応じた支援を行う事業。	市町村	厚生労働大臣が必要と認めた額	国1/2 道1/4 市町村1/4
⑦子どもの居場所づくり推進事業	様々な困難を抱える子どもたちが、安心して暮らせるよう、学習支援や食事の提供等を行う地域の居場所づくりを進め、子どもの声を受け止める仕組みづくりを行う。	市町村	(1)新規整備促進事業 3,322千円 (2)食事提供機能強化事業 475千円	道1/2 市町村1/2
⑧ひとり親家庭等生活支援事業	生活面に多くの問題を抱えているひとり親家庭等に対し、生活基盤の安定を図るため相談・支援事業を行うことにより、地域における生活を総合的に支援し、その生活の安定を図る。	市町村		国1/2 道1/4 市町村1/4

①共生型地域福祉拠点整備・促進事業（各振興局の「地域づくり総合交付金」）

ア 拠点整備事業

目的	新たな共生型の拠点を立ち上げる場合の施設・設備整備への支援
対象	市町村（法人等が整備する費用に市町村が助成している場合を含む）
内容	①施設整備（※既存の建物を活用した改修を原則とする） 基準額：改修 850万円（新設 2,800万円） ②設備整備（①の施設整備と併せて実施する場合に限る） 基準額 300万円
実施期間	4月～3月

イ 拠点促進支援・人材養成事業

目的	新たな共生型の取組を立ち上げる場合の準備経費等への支援
対象	①市町村（法人等が実施する準備経費に市町村が助成している場合を含む） ②振興局長が認める者（社会福祉法人、NPO法人、その他の法人）
内容	①準備経費 ～ 住民説明会、ワークショップ、イベント試行 など ②人材養成 ～ 取組をコーディネートする人材の研修受講、先進地視察 など 基準額 170万円（①120万円＋②50万円） ※①と②の両方を実施すること。
実施期間	4月～3月

交付率：対象経費と基準額のいずれか低い額の1/2の範囲内

注）市町村が法人等に助成している場合 ⇒ 対象者は市町村、対象経費は市町村の助成額

※その他詳細は、各振興局の「地域づくり総合交付金」の制度要綱、実施要綱を参照願います

③生活困窮者就労準備支援等事業費等補助金（国庫補助）

「我が事・丸ごと」の地域福祉推進事業

(1) 地域力強化推進事業（H29～）

目的	地域共生社会の実現のための体制整備への支援
対象	都道府県又は市町村（民間団体への委託可）
内容	○住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（我が事の地域づくり） ○地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築等（丸ごとの地域づくり） 基準額：1,200万円 補助率：3/4 ※既存事業の振替は不可
実施期間	4月～3月（H29の国庫協議受付は終了）

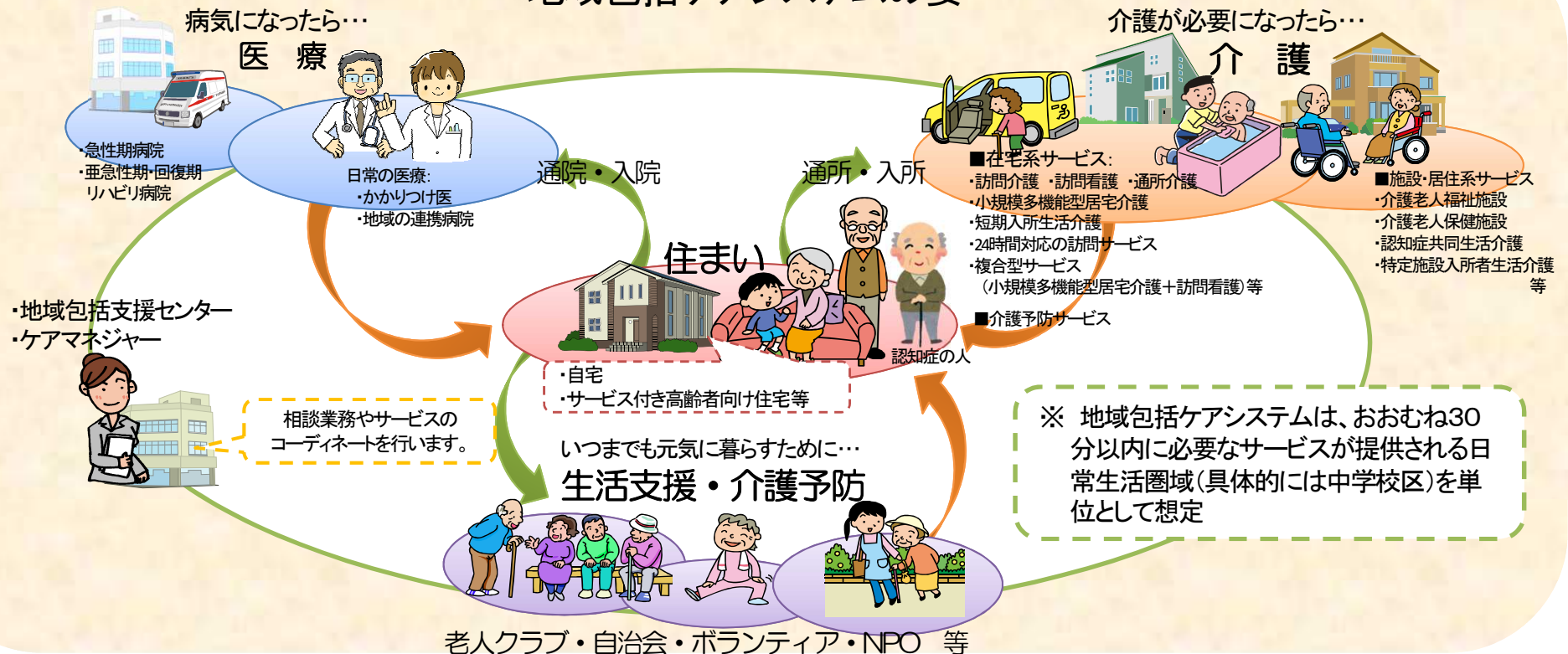
(2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業（H28～）

目的	総合的な相談支援体制の整備への支援
対象	都道府県又は市町村（民間団体への委託可）
内容	相談支援包括化推進員を配置し、次の事業を全て実施 ①相談者等への支援、②相談支援包括化ネットワークの構築、 ③相談支援包括化推進会議の開催、④自主財源確保の取組推進、⑤その他必要な事業 基準額：1,500万円（人口20万人以上の場合は2,000万円） 補助率：3/4
実施期間	4月～3月（H29の国庫協議受付は終了）

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。
 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要です。

地域包括ケアシステムの姿



	旧		新	
	町の地区計画上の用途区分 (建築基準法用途)	施設	町の地区計画上の用途区分 (建築基準法用途)	施設
建築物の用途の制限	(1) 介護保険法に基づく介護保険施設	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設	(1) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	旧地区計画上の用途区分に加え、介護予防施設、介護保険居宅サービス事業所、障害者就労継続支援事業所などのサービス事業所等の建築が可能となる
	(2) 老人福祉法に基づく老人福祉施設及び児童福祉法に基づく児童福祉施設	老人福祉施設 老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター 児童福祉施設 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター	(2) 老人福祉センター、児童更生施設その他これらに類するもの	旧地区計画上の用途区分に加え、居宅介護支援事業所、訪問サービス事業所、学童保育所、介護保険居宅サービス事業所などサービス事業所等の建築が可能となる
	(3) 店舗	店舗	(3) 店舗	店舗
	(4) 事務所	事務所	(4) 事務所	事務所
	(5) 郵便局(床面積が500㎡を超えるものを除く)	郵便局(床面積が500㎡を超えるものを除く)	(5) 郵便局(床面積が500㎡を超えるものを除く)	郵便局(床面積が500㎡を超えるものを除く)
			(6) 公衆浴場	公衆浴場
			(7) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	小規模な運動施設(フィットネス等)なども含む
	(6) 病院・診療所	病院・診療所	(8) 病院・診療所	病院・診療所
			(9) 集会場	集会場
			(10) 住宅	一般者向け共同住宅、高齢者向け共同住宅、認知症対応型グループホーム、共同生活援助グループホームなど
			(11) 事務所・店舗兼用住宅	
			(12) 共同住宅、寄宿舎	
			(13) 長屋	
	(7) 店舗(500㎡以内)	店舗(500㎡以内)	(14) 店舗(500㎡以内)	店舗(500㎡以内)
	(8) 上記に係る事務所 ※(1)(2)(6)(7)に係る事務所	(1)(2)(3)(6)(7)(8)(11)に係る事務所	(15) 上記に係る事務所 ※(1)(2)(3)(6)(7)(8)(14)に係る事務所	(1)(2)(3)(6)(7)(8)(14)に係る事務所

※(3)(4)(5)は共生型沿道サービス地区に限る

※(14)(15)は共生型業務居住地区に限る